

## 嬭恋村クーポン券 取扱店要領

### 1 クーポン券の発行について

- (1) 名 称 嬭恋村クーポン券
- (2) 発 行 者 嬭恋村

### 2 取扱いにおける厳守事項

- (1) クーポン券は物品の販売またはサービスの提供などの取引において利用可能とする。
- (2) クーポン券を現金化することはできません。
- (3) クーポン券額面に利用が満たない場合でもつり銭は出ません。
- (4) 物品の購入等で不足分は現金等で受け取ってください。
- (5) 利用期間を過ぎたクーポン券は受け取らないでください。
- (6) クーポン券の紛失及び盗難に対し、嬭恋村はその責を負いません。

### 3 クーポン券の利用対象にならないもの

- (1) 国や地方公共団体等への支払い（税金、電気、水道料金等の公共料金、給食費等）
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) 現金との換金、金融機関への預け入れ、プリペイドカードへの入金
- (4) 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
- (5) 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業への支払い
- (7) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

### 4 取扱店の参加資格

嬭恋村内に店舗、事業所等を有する事業者とし、次の（1）から（4）に該当する事業者を除いたもので、嬭恋村内の店舗等に限りクーポン券を使用できるものとします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (3) 上記[4クーポン券の対象にならないもの]に記載の取引、商品のみを扱う事業者
- (4) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

### 5 取扱店の責務等

- (1) 利用者が持ち込んだクーポン券は、受け取る前に問題がないか確認してください。偽造防止ホログラムがない、色合いが明らかに違うなど、偽造されたクーポン券と判別できる場合は、クーポン券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに嬭恋村役場観光商工課に報告してください。
- (2) クーポン券を受け取った時は、他店で再使用を防止するため裏面の所定欄に取扱店名を記入することとし、既に取扱店名の記入がある場合は受け取りを拒否してください。
- (3) クーポン券の交換及び売買は行わないでください。利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用されたクーポン券のみ換金可能です。
- (4) 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないでください。
- (5) 利用者から受け取ったクーポン券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とします。
- (6) 群馬県暴力団排除条例及び嬭恋村暴力団排除条例を遵守してください。

## 6 換金について

### (1) 換金期間

クーポン券を受け取った日から2ヶ月間の期間までに申請して下さい。

※上記期間を過ぎた場合は換金に応じられない場合もありますのでご注意ください。

### (2) その他

換金は口座への振込とし、現金での換金はいりません。

### (3) 換金窓口

(一社) 嬭恋村観光協会 (嬭恋村観光案内所1階)

連絡先 0279-97-3721

## 7 取扱店の取消等

この「募集要領」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

## <問い合わせ先>

嬭恋村役場 観光商工課 TEL : 0279-82-1293